

苫小牧工業高等専門学校における技術専門員及び 技術専門職員に関する規則

規則第33号

制 定 平成10年4月1日

一部改正 平成17年9月20日

(職の設置)

第1条 本校に「独立行政法人国立高等専門学校機構における技術専門員及び技術専門職員の配置等の取扱いについて（平成17年2月8日独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定）（以下「理事長裁定」という。）」に定めるところにより、技術専門員及び技術専門職員を置く。

(技術専門員)

第2条 技術専門員は、極めて高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する企画及び連絡調整を行う。

2 技術専門員は、理事長裁定に基づき校長が選考の上、独立行政法人国立高等専門学校機構事務局長に協議する。

(技術専門職員)

第3条 技術専門職員は、高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

2 技術専門職員の選考は、理事長裁定に基づき校長が行う。

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年9月20日から施行し、平成17年2月8日から適用する。